

表2-6-1 消防団員の入団条件

市町名	分団区域規定の有無	規定有りの理由	規定有りの例外規定の有無	備考
長崎市	有 (1) 団本部 市消防団管轄区域 (2) 地区本部 地区本部管轄区域 (3) 分団 当該分団管轄区域 当該分団管轄区域で自営業を営むもの 当該分団管轄区域と隣接する分団の 管轄区域	・地の利を活かした迅速な出動と対応 ・地元への貢献、強固なチームワークによる活動	・隣接する分団区域は可	・平成20年度より、左記の規定は撤廃し、長崎市消防団の管轄区域内であれば入団できるよう要綱を改正予定。
佐世保市	無			
島原市	無 ※慣習的に管轄区域内に居住する人を勧誘			・入団時に管轄区域に居住、その後管轄区域外へ転居した場合は引き続き可。
諫早市	無			
大村市	無			
平戸市	無 ・市役所職員で構成される分団あり。			
松浦市	無			
対馬市	無 ただし、分団長は管轄町内に居住する者	・分団長については、個々の分団員指揮監督を徹底させるため、居住区制限(町内居住者)を設定		
壱岐市	・分団ごとに入団者を募集するため、必然的に分団の管轄区域に居住(勤務)する者となる。			・市内に居住する者であれば分団にこだわらないが、基本的には分団と居住地は同じ。
五島市	無			
西海市	無			
雲仙市	無(現状は管轄区域内)			・入団後、転居した場合は管轄外でも可 ・活動の根本は地域であり、管轄区域外の入団は統制がとれない。
南島原市	無			
長与町	無			・基本的には管轄区域内の居住者を入団させている。
時津町	無			
東彼杵町	無			
川棚町	無			
波佐見町	無			
小値賀町	無			・管轄区域の居住者では団員確保が困難な分団もあり、管轄区域外の居住者も入団可。
江迎町	無 ・居住・勤務・出身地域の分団に入団するのが通例			
鹿町町	無			・各分団相互で調整
佐々町	無 ・現行では、管轄区域の居住者が管轄区域の分団に所属(入団時)			
新上五島町	無			